

調查研究

私立大学における財務情報の開示 ーその意味と実態ー

両角 亜希子（産業技術総合研究所 技術と社会研究センター）

18歳人口の減少にともなって一部の私立大学の経営状況が困難になると言われる一方で、規制緩和への動きの中で、私立大学の経営状況についての情報開示への圧力も強まっている。本稿ではこうした視点から、私立大学の財務開示の実態を把握し、その問題点を明らかにするとともに、財務開示の意味について考察を行うことを目的とする。

1. 財務情報の開示の意味

制度的背景—法令上の規定—

学校法人の財務情報に関しては、法律的には供閲や公開の義務がない、というのが一般的な解釈である。文部科学省が各学校法人に指導を行う際に根拠とされる法令は、私立学校法第47条といわれている。そこでは「学校法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表及び収支計算書を作り、常にこれを各事務所に備え置かなければならない」とあるように、財産目録等の作成と備付義務を規定しているだけで公開については触れられていない¹⁾。このように財産目録等を備付する理由は、学校法人の資産状況、経理状況等を公示し、取引上の便益に資するためという説明（福田・安鷗 1961）が頻繁になされるが、閲覧請求権や公示等の規定は存じない。

経常費補助金の交付を受けている学校法人については、私立学校振興助成法第14条において、学校法人会計基準に従い会計処理を行い、収支予算書は当該年度の6月30日まで、財務計算書類²⁾は、当該年度の翌年度の6月30日までに文部科学大臣に届けなければならないことなどが定められている（小野 1998、p.283）。しかし、あくまで所轄庁に対するものに限定されており³⁾、教職員や学生・父母などの利害関係者、あるいは社会一般に対する義務ではない。

こうした学校法人の財務情報の開示に関する法的強制力の弱さは、企業会計における財務情報の開示と比較すればいっそう明白となるだろう。俵（1982、p256-260）、工藤（1993）によれば、株式会社は会計情報の開示をする場合、商法と証券取引法の規制を受ける。私立学校法の場合と同様に計算書類の備置きの義務に加えて、株主と会社債権者には、計算書類についての閲覧請求権や、経費を負担して謄本の交付を請求する権利があることを明文で定めている（商法第282条第2項）。さらに株式会社においては、少数株主に帳簿書類閲覧請求権も与えており、付属明細書等のほかに、原帳票類についての閲覧請求権が法定されている。このように、商法の規定と私立学校法の規定を対比すれば、学校法人に供閲、公開の義務がないことは明らかである。なお、企業が財務情報のディスクロージャーを規則や規範としての制度によって行わなければならぬ理由について、斎藤（1999）はプリンシバルとしての投資家とエージェントとしての経営者の間における、情報の非対称性という観点から考察を行っている。また、その他の公共的な法人においても財務情報の開示の取り組みが行われている（宇南山・三浦 2002）。たとえば公益法人（民

法第 34 条に基づいて設立される社団法人又は財団法人）では公益法人の設立許可及び指導監督基準（1996 年 9 月 20 日閣議決定）において、事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録を主たる事務所に備えて置き、原則として一般の閲覧に供することとされている。2000 年 4 月から総務府管理室において公益法人会計基準検討会で検討が行われ、その中でも財務諸表等における注記による開示など、いっそう開示にむけての議論が行われているところである⁴⁾。

なぜ、学校法人の財務情報の開示に関する法的な強制力を持たせていないのであろうか。湯田（1982）は学校法人会計の制度的欠陥、省令「学校法人会計基準」そのものの不備、ならびに学校法人関係者の会計に対する認識に低さのために生じ、解決すべき問題として 9 つ挙げており、そのうちの 1 つとして、学校法人の会計責任・社会的責任を表明する手段としてのディスクロージャー問題に注目している。その中で湯田は、学校法人会計が未発達であった理由として、(1) 学校法人の自主性に対する多大な尊重、(2) 税務処理上、計算書類作成の刺激が少ない⁵⁾、(3) 国公立の学校会計（単純な金銭収支計算書）の影響⁶⁾、(4) 所轄庁が官庁会計的な金銭収支計算を要求・指導、(5) 成果を会計数値で測定・評価できること、利益追求の性格をもたず利益配当がない、という要因から生じる学校関係者の関心の低さ、(6) 会計学者の関心がそのような単純な会計制度に向きにくいこと、を挙げている（p.180-181）。また、俵（1982, p.259）は私立学校の労働組合では、経理の公開を要求することが多いが、法律的には義務がないので公開を拒否できるが、この場合は拒否するのが相当かどうかという、政策論に帰着するとしている。一般論としては、私立学校法で備置き義務のある書類（財産目録、貸借対照表および収支計算書）程度は見せて、学校法人の財政状況を職員に周知させることが、職員の信頼を得ることになる。しかし、現実には、貸借対照表を見せると、これだけではその内訳がわからないとして、原帳票類の閲覧を執拗に要求し、それを見せると、その中から労働組合の立場からみて納得できない事項を拾い出し、理事の会計処理が不正であるといった宣伝材料に使うような例がしばしば見られるという。つまり、財務書類を見せるべきか否かは政策問題であり、各学校法人の判断に任せる問題である、と俵は述べているのだが、こうしたことが起こりうる一因として、財務書類の意味することが、会計という特殊な知識のないものにとって非常に難解である、ということに深く関与していると考えられる。

説明責任としての財務情報の開示要求の高まり

周知のとおり、近年、規制改革の流れの中で情報開示に対する圧力が急速に強まりつつある。そこでのロジックは、大学が社会や学生から選択され評価を受けることが重要であり、そのためには大学が教育内容や経営状況について正確な情報提供を行うべきである、というものである。具体的には、特に学費負担者である学生や父母、あるいは納税者などに対する説明責任（アカウンタビリティ）を果たすという観点から情報開示を行うことが要求されている。事前規制からその緩和、さらには事後評価システムへの移行、という政策変容の中で、ディスクロージャー⁷⁾は政策的にも重要なイッシュとなりつつある。

一例をあげれば、「規制緩和推進 3 カ年計画（再改正）」（2000 年 3 月 31 日閣議決定）の提案により、大学情報の公開が推進され、大学設置基準の一部を改正する省令（1999 年度文部省令

第40号、同年9月14日施行)により、情報の積極的な提供が制度化された。具体的には「大学は、当該大学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする」(大学設置基準第2条の2)のことを指す。ただし、この場合は、財務情報の提供までは含まれないという見解が通説のようである。財務情報に限定した開示の促進についても、「規制改革推進三か年計画(改定)」(2002年3月31日閣議決定)に盛り込まれている。

文部科学省も財務情報の開示を推進する方向を明確に打ち出している。例えば、大学審議会答申(1998)「21世紀の大学像と今後の改革方策について」においても財務情報の開示の必要性や社会からの要請について述べている。学校法人運営調査委員⁸⁾による調査の際にも、財務情報の適切な開示が指導されているようである。また、1999年度学校法人の運営等に関する協議会(2000年1月開催)や日本私立大学連盟等の私学団体が開催する総会等の場において呼びかけを実施するなどの指導にあたっている。大学関係団体なども開示が望ましいとし、日本私立大学連盟では、財務開示のガイドライン作成を開始した。日本私立大学連盟が平成11年11月に実態把握のための調査を行い⁹⁾、開示の状況が不十分であることを指摘し、さらに概念整理を行っている(社団法人日本私立大学連盟学校会計委員会 2002)。すなわち、学内の情報共有としての「共有」、公開義務に基づく最低限の情報提供である「公開」、理解を得るための情報提供の「開示」という3つの概念を区分している。言うまでもなく、共有は公開や開示の前提にある概念である。財政計算を行う責任のあるもの、つまり理事会が、自己以外に対して財政内容の情報を提供することが必要であるとして、開示対象者(学費負担者、寄付者、研究委託者、債権者、一般国民)ごとに、その目的を整理している。また、計算書類の体系や開示基準について、その内容や様式などを具体的に提案している。

ところで、2001年4月から行政機関の保有する情報の公開に関する法律(情報公開法)が施行され、これに対応して文部科学省から行政文書の取り扱い等についての通知が出された。こうして法令による強制的な開示への圧力が強まりつつあるが¹⁰⁾、自らの意志で行う自主的な開示を望ましいと考える意見が先行研究を見る限りは多い。学校法人の有する公共性¹¹⁾や経営体の特性を考慮すれば、法的強制は必要最低限度にとどめ、自発的な情報の開示は当然の帰結だという意見(湯田 1982)もある。

このように、財務開示を主張する意見が強く、その方向に動きつつある一方、私立大学の側からは、開示が経営の自主性をおかすという議論も聞かれる。

いずれにしても、どのような形で現実に開示が行われているのか自体が、これまで十分に明らかにされてこなかった。東京地区私立大学教職員組合連合(1981)では、私立大学の教育研究条件などを包括的なアンケート調査の一部で財務情報の公開実態についても尋ねている。消費収支計算書、資金収支計算書、貸借対照表(いわゆる基本三表)の全てを公開している法人は27法人で調査した大学の71.1%であるとしている。ただし、ここでは公開の定義もなく、3つの計算書、及び付属内訳表・明細表を公開しているか否かを訊ねているだけであり、同じ「公開」でも意味が随分異なっている可能性が高い。その後も私立大学の教育条件を調べる調査の一環として、おおまかな実態把握は何件か行われている¹²⁾。しかしながら、財務情報の開示状況の実態そのものを明らかにしようとする関心は全体として希薄で、実態を把握しないまま議論がなされる傾向

にあったことは否定できないだろう。

こうしたなか、先に述べた日本私立大学連盟は、加盟校 107 法人に「大学法人の点検・評価に関する調査」を実施し、92 法人（86%）から回答を得て、その結果を報告書（社団法人日本私立大学連盟財政部会 2001『大学法人財政の点検・評価に関する調査報告書』）にまとめており注目に値する。公開の有無だけでなく、財務情報ごと、公開の対象（学内、学外など）ごとの実施状況をかなり詳細に調査した点において、きわめて意義深い。しかしながら、この報告書は残念ながら、内部資料とされている。日本私立大学連盟にいくつかの資料の提供を求めたところ、他の 2 種類の報告書（2002）はすぐに送付いただいたが、この報告書（2001）に関しては何度請求しても、資料提供を断られている。調査回答校のなかには、この調査の回答を通じて、財務情報の開示に関する態度が社会一般に公開される、と考えていない法人が多く、私学関係団体もそうした各法人の意向を配慮し、結果の公表を最小限にとどめている、といった背景があるようと思われる。また聞く所によると、社会一般の関心がそのまま向くであろう、「どの大学が公開をしていて、どの大学は公開していないのか」の具体名に関してはこの報告書では一切書かれていないようである。

2. 文部科学省による実態調査とその分析

こうした一連の状況のなか、文部科学省では 1999 年度から「学校法人の財務状況の公開に関する調査」を行っている。本稿では、大学法人に限定して、その概要を見ていくこととしよう。

文部科学省による実態調査

これによると財務を公開¹³⁾している大学法人は、1999 年度では 71.5%（304 法人）、2000 年度では 85.4%（379 法人）、2001 年度では 87.4%（403 法人）、2002 年度では 93.7%（445 法人）であり、これを見る限り、情報開示が急速に進みつつあるかのように見える。2001 年度の結果を簡単に紹介しよう。資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表のすべてを公開（概要の公開を含む）は 284 法人（70.5%）に及ぶ。また、公開方法に関しては、(1)広報誌等の刊行物に掲載が 307 法人（76.2%）、(2)掲示板やホームページ等に掲示が 95 法人（23.6%）、(3)申出のあった者に対する閲覧又は写し（印刷物にしたものも含む）の交付が 228 法人（56.6%）と開示が進んでいるように見える。

なお、2000 年度からはその結果の概要を HP に掲載しており、公開している学校法人名のリストが発表されている¹⁴⁾。ただし、これは各法人の自己申告によるものであることに留意すべきである。

機関特性との関係

この調査で開示を行っている大学とそうでない大学にどのような特徴がみられるのかについて、2001 年度のデータを用いて簡単な分析を行った。主な特徴は以下の 2 点であった。

まず第 1 に、大学設置年が古い大学ほど、財務を公開している傾向が明確に見られた（【図 1】）。結果は示さないが、その他の大学の基本属性（たとえば、規模や専門領域、地域など）との関係も探ってみたが、明確な傾向は見られなかった。

第2は、入試情報の公開/非公開と財務の公開/非公開についての関係である。2000年度春に行われた学生募集の結果と財務公開の関係についてクロス分析を行った。学生募集に関するデータ（志願者数、入学者数等）は、河合塾『Guideline』、朝日新聞社『大学ランキング』から得た。志願者数（【図2】）、受験者数（【図3】）、合格者数（【図4】）のいずれにおいても、それを公開している大学ほど、財務の公開も進んでいるという関係が見られる。とくに志願者数の公開の有無と財務情報の公開の有無には、密接な関係があるようである。なお、入学者総数（【図5】）については明確な傾向は見られなかった。これは、9月入学者の把握が調査時点では間に合わない、といった別の要因が働いているケースが含まれている影響であろう。

10校程度ではあるが、財務も入試・入学者情報も全く公開していない学校法人がある。これは俵（1982）が指摘したような学内の経営方針により公開を行わないというだけでなく、財政状況等に問題が生じつつあり、出したくても出せないという状況が一部で既に起きており、今後こうした大学で問題が生じる可能性を示しているとも考えられる。そこで、財務も入試・入学者情報も公開していない大学について、全大学の2001年度の入試・入学者情報が掲載されている『選択』（選択出版、2002）を用いて、実際の入試・入学者情報を確認する作業を行った。こうした大学の多くは設置されて間もない新設大学であるが、入学者の充足率や歩留まり率が悪い傾向にあるとは一概には言えない。大学によって状況は大きく異なるし、設立間もないという事情から現状で非公開であることは仕方のない側面もあるのだろう。しかし、ある程度の歴史がある大学の場合に限定すると、2001年度の入試や入学者数といった指標からみる限りは、状況が悪化しつつあるようである。いずれにせよ、財務情報が開示されていないので、経営状況の悪化による情報の非公開、という仮説に関しては推測の域を出ない。

3. 電話調査による開示状況の詳細の把握

ところで、前述のように、文部科学省の調査は大学の自己申告によって開示しているか否かを調査しており、その形態、内容については不明である。最近ではマスコミにより、大学の財務情報が公開されるケースも増えてきた。例えば、週刊東洋経済では数年前から財務データそのものを独自に収集し、その内容を公表しているし、読売ウィークリーでは財務開示の状況を調査し、さらなる情報の開示を要求している。ただし、これら一連の調査に関しては、マスコミ側であらかじめ選定した有名大学のみが調査対象とされる傾向がある。

マスコミによる実態把握だけでなく、竹村（1996）の研究がある。竹村は、首都圏の私立大学30校¹⁵⁾における、決算書類の開示状況・内容について、詳細な実態調査を行っている。この研究は以下の2点で興味深い。第1は、首都圏の有名な私立大学に限定しても、各大学の反応や、開示の対象や内容などの点において、かなり多様な実態であることが明らかにされている点である。いわゆる「大学類型」などでは同類型として一区分に扱われるがちな、こうした大学群の中での、開示実態の多様さや個性は興味深い。これは個々の機関レベルの違いに着目して、公開状況を見ていく必要性を示しているといえよう。第2は、資料を請求するものの立場によって、得られる情報が大きく異なることを具体的に示した点である。竹村はまず、調査対象の大学に全く関係を有しない学生Mが一人でどの程度の資料を収集できるかを実験したうえで、学生Mが決算書類を完全に収集できなかつた大学20校（調査校の2/3に相当）に関して、竹村自身が友人知人、学

図1 大学設置年と財務公開の関係

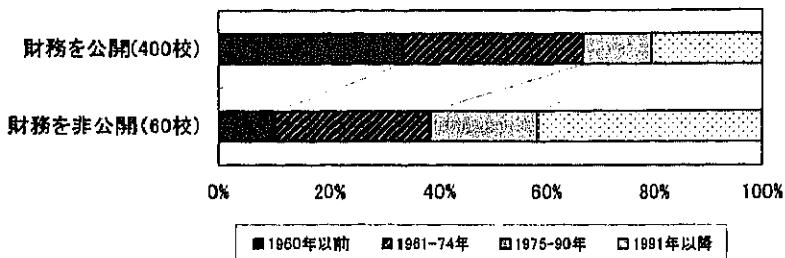


図2 志願者数の公開と財務公開

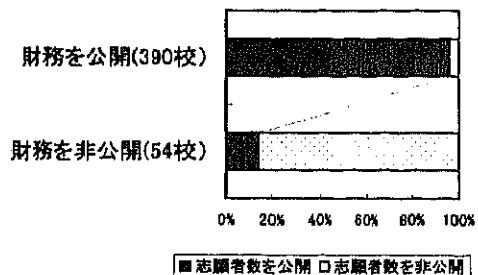


図3 受験者数の公開と財務公開

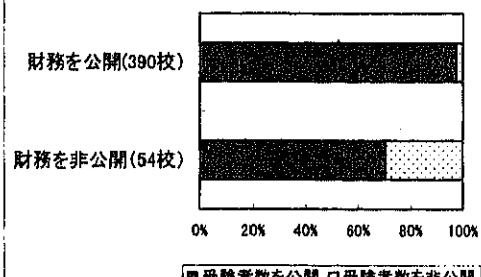


図4 合格者数の公開と財務公開

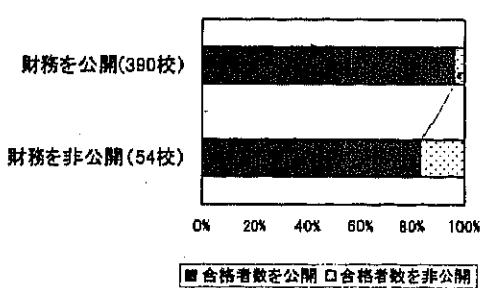
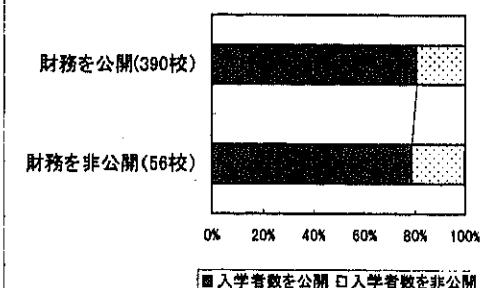


図5 入学者総数の公開と財務の公開



会関係者に協力を依頼し、追加的な調査を行っている。この追加調査によって、各私立大学で公表されている決算書類や決算報告をほぼ完全に収集している。つまり、誰が調査するのか、によって得られる結果が大きく異なっていることである。現在、私立大学に問われている社会一般への積極的な開示、という観点からは、特に学生Mの実験が示した結果は、大きな意味をもつことが考えられよう。幸か不幸か、筆者は、私立大学に個人的ネットワークもなく、文部科学省や私学関係団体が調査する場合とは大きく異なり、何の強制力ももちえない、国立大学の一大学生（調査当時）である。こうした立場のものが調査することにより見えてくる独自の側面もあるようと思われた。また、これまで調査対象とはみなされてこなかった、その他の多くの私立大学において、どのような現状であるのかを探る必要があると考えた。

以上をふまえたうえで、財務情報の公開について包括的に明らかにするために、先述の文部科学省の調査（2000年度）において「財務を公開している」と回答した379校の大学法人のうち、258法人について¹⁶⁾、財務情報の開示状況に関する電話調査を行った（2002年2・4月に筆者が実施）。基本的には、(1)開示の対象、(2)開示の方法、(3)開示書類の内容を中心に聞き取りを行い¹⁷⁾、可能な場合にはより詳細にたずねた。質問の内容が、財務書類の内容に及ぶため、学校法人側の回答者は経理関係者がほとんどであった¹⁸⁾。なお、開示している広報誌等の財務資料を合わせて請求したところ、61法人（うち資料を送付して頂いた法人は49法人¹⁹⁾、HPから入手が14法人）から財務に関する資料を入手できた。【図6】をみると、設置年が古い大学法人ほど、電話調査の回答率も高く、資料提供により応じたという結果が出ており、図1でみたように、そうした大学で開示状況が進んでいる特徴がふたたび確認される。以下では、まず回答が得られた210人²⁰⁾の調査結果を概観し、次に入手した財務資料について検討を行う。

電話調査回答法人（210法人）の財務開示状況

電話による聞き取り調査の結果、以下の点が明らかとなった。

まず第1に、文部科学省の調査によると、87.4%の学校法人が財務公開しているのだが、その割合は過大評価の傾向があることが明らかとなった。例えば、理事会での報告のみ（2法人）、県を通じて提出、県や市に報告、経理担当者のみに報告、貸借対照表の概要を1週間のみ学内提示（3法人）というような「公開している」とは呼べないケースも含まれていた。財務計算に責任を負う理事会や、作成を行う経理担当者に財務情報が共有されるのは当然のことであるし、県や市に報告のみというのは、一般にイメージされる公開とはずいぶん意味が異なっているように思われる。

第2に公開方法については、会議での報告、学内掲示（場所、期間）、事務での閲覧、広報誌に掲載、HPに掲載などの様々な形態があり、さらにそれが公開の対象者によって異なるという多様な実態が明らかになった。対象毎に見ていく。

教職員に対しては（【図7】）、回答が得られた法人のうち、91%（192法人）で公開している。ただし、要望があれば閲覧可能、学内掲示による提示、教授会での説明のみの法人も27法人（公開している法人の14%に相当）見られた。

学生やその父母・保護者に対する公開は（【図8】）、回答が得られた法人のうち、68%にあたる144法人でなされている。ただし、そのうち刊行物による開示²¹⁾は52%（110法人）、要望が

図6 電話調査結果(設置年との対応関係)

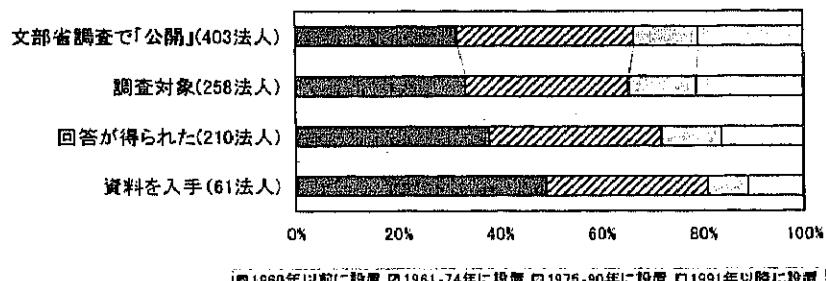


図7 教職員に対する開示(210法人の内訳)

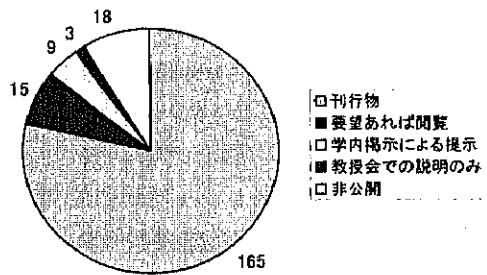


図8 学生・父母に対する開示(210法人の内訳)

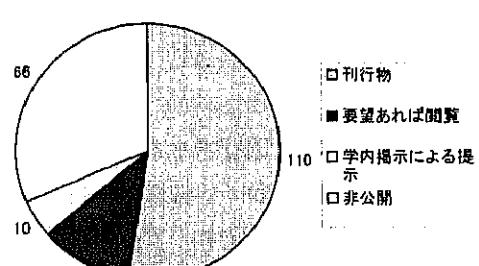
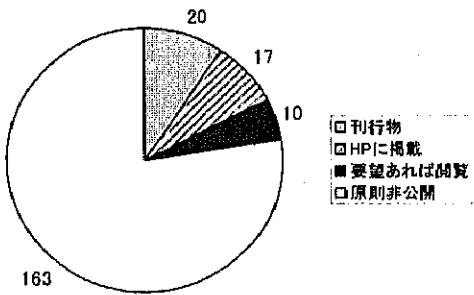


図9 一般に対する開示(210法人の内訳)



あれば閲覧は 17% (24 法人)、学内掲示による開示は 7% (10 法人) であった。ちなみに、教職員、学生やその父母とともに、財務公開が要求されるケースは実際のところはほとんどないのが現状であるようだ。

社会一般に対する公開は（【図 9】）、回答が得られた法人のうち、22% (47 校) で公開しているが、残りの法人については、原則として非公開、要望があった時点で判断するという法人もかなり含まれていた²²⁾。非公開の理由を尋ねたところ、経営上の問題を学外者に知られたくないという理由もあったが、それ以上に必要性を感じない、そもそも要求がない、というケースが多く見られた。HP による社会一般の公開は回答を得られた法人のうち 8%(17 法人) であった²³⁾。

なお第 3 として、開示の程度以前の問題であるが、情報の開示についての学内の方針（共通理解、責任者など）さえも不明確な学校法人が相当数見られた。例えば、同じ大学法人の構成員であっても、回答者によって回答の内容が異なるケースや、誰が担当者であるかが学内で把握されておらず、回答者に電話を取り次ぐのにかなりの時間を要したケースなどがあった。これはこれまでにどの程度の開示要求があったのかと関係しているようである²⁴⁾。マスコミや関係者によって以前に開示要求があったような大学法人では、比較的スムーズに対応されたが、例えば、一部の地方の小規模な学校法人では、開校以来初の問い合わせであり、開示方針がまだない、というケースがみられた。

入手した財務資料（49 法人）の概要

つぎに、財務資料を送付いただいた 49 法人について、資料をもとに特徴を表にまとめた（【表 1】）。ただし、送付法人、送付書類の内容の程度などは、筆者の属性（大学院生）や使用目的（研究目的）の影響を受けていることを改めて確認しておきたい。学外者への開示はケースバイケースで判断するという法人が多いため、研究目的なら協力してもよいという法人から、マスコミなら何らかのメリット（評判など）もあるかもしれないが、研究目的なら大学側にメリットがないので出さない、という法人まで、実にさまざまであった。もちろんこれは大学による違いだけでなく、担当者による違いも大きいものと思われる。なお、送付いただいた資料も、学生や保護者対象の広報誌、教職員向けの広報誌から、かなり詳細な財務データにいたるまで、多岐にわたっている、ということをあらかじめ断っておきたい。

さて、表 1 をみると、一言に「公開」しているといっても、その内容にはかなりのバラエティがあることが明らかである。違いは、財務諸表の内容（資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、その他明細表など）、そのレベル（概要/大科目/全科目）、解説の有無、集計の単位（学校法人全体/大学部門）等の点において、見られる。公開むけの資料を用意し、かなり詳細な財務データを公開する大学（一部の大規模な銘柄大学のみ、ケース 10、17、19、23、29 を参照のこと）から、消費収支計算書の一部の科目のみ、量で言えば広報誌の A4 半分にも満たない記事を示している大学（ケース 27、31、34、46、47 を参照のこと）に至るまで、様々なレベルであることが確認される。

当該会計年度の決算だけでなく、当初予算との関連や次年度の予算案をあわせて掲載するケースがかなり多くみられたが（ケース 5、11、12、13、14、18、19、20、23、26、29、34、35、38、39、40、42、49 など）、5 年や 10 年といったより長いスパンでの、過去との比較や将来の

表1 入手した財務資料の概要（続き）

ケース	設置大学の属性				財務書類開示の状況						
	大学設置年	在籍学生数(※1)	学部構成	立地(※2)	会計年度	分量(※3)	計算書の内容	単位	科目的レベル	説明の有無	その他
26	1961 - 74年	1000 - 2000人	文系単科	北陸・甲信越	H12	4頁	消費収支	円	中科目	あり	前年度との比較あり
27	1961 - 74年	1000 - 2000人	文系単科	中国	H12	1/5頁	消費収支	円	大科目	なし	学園全体
28	1961 - 74年	1000 - 2000人	芸術単科	東京都	H12	1頁	消費収支+貸借対照表	千円	大科目	あり	収入・支出の構成比あり／法人単位
29	1961 - 74年	2000 - 3000人	文系	北海道・東北	H8-12	1年あたり24頁	資金収支+消費収支+貸借対照表	円	大科目(ただし基本金内訳あり)	なし	法人単位／予算書あり／予算との比較、貸借対照表は前年度との比較あり
30	1961 - 74年	2000 - 3000人	文系	東海	H12	1頁	資金収支+貸借対照表	円	資金収支は大科目／貸借対照表は中科目	なし	貸借対照表の注記(減価償却累計額etc)
31	1961 - 74年	2000 - 3000人	芸術単科	東京都	H12	1/5頁	消費収支	千円	大科目	なし	大学部門の関連箇所のみ
32	1961 - 74年	2000 - 3000人	文系	四国	H12	2頁	資金収支+消費収支+貸借対照表	百万円	収支計算書は大科目、貸借対照表は中科目	なし／財務比率の過去5年間の比較あり	
33	1961 - 74年	2000 - 3000人	文理複合	南関東	H12	2頁	資金収支+消費収支+貸借対照表+財産目録	円	大科目	なし	
34	1961 - 74年	3000 - 5000人	文系単科	中国	H12	1/2頁	資金収支	円	大科目	あり	H13予算書
35	1961 - 74年	3000 - 5000人	文系	南関東	H12	1頁	消費収支+資金収支+貸借対照表	千円	大科目	なし	H13予算(大科目)
36	1961 - 74年	5000 - 8000人	文系	関西	H8-12	1年あたり1頁	消費収支+貸借対照表	百万円	大科目	なし	目的等を記載する公開申込書(フォーマット)あり／学園単位
37	1961 - 74年	5000 - 8000人	文系	東京都	H12	2頁	資金収支+消費収支+貸借対照表	千円	収支計算書は大科目／貸借対照表は中科目	なし(ただし計算書類の用語解説あり)	過去2年間の部門(大学／短大etc)別の資金／消費収支内訳
38	1961 - 74年	5000 - 8000人	文系	九州	H12	1頁	資金収支+消費収支	円	大科目	なし	予算書類あり
39	1961 - 74年	5000 - 8000人	文理複合(医あり)	東京都	H8-12	3頁	資金収支+消費収支	千円	大科目	なし	予算・精正予算・決算の資料、法人単位
40	1961 - 74年	5000 - 8000人	文系	北海道・東北	H8-12	1年あたり1頁	消費収支+資金収支	千円	大科目	あり	次年度予算の概要
41	1961 - 74年	10000人以上	文理複合	関西	H4-12	1年あたり4頁	資金収支+消費収支+貸借対照表	百万円	収支計算書は大科目／貸借対照表は中科目	あり	学園単位(部門別)の決算書は作成せず
42	1975 - 80年	500人以下	旅教系	南関東	H12	1頁	消費収支	円	大科目	あり	前年度決算・予算との比較／学園レベル
43	1975 - 80年	3000 - 5000人	工科単科	南関東	H12	2頁	消費収支+貸借対照表	百万円	大科目	あり	過去5年間の構成比率の図あり
44	1975 - 80年	3000 - 5000人	文系	関西	H7.9-12	1年あたり1頁	資金収支+消費収支+貸借対照表	千円	収支計算書は大科目／貸借対照表は中科目	あり	法人単位
45	1975 - 80年	5000 - 8000人	文系	南関東	H12	1頁	資金収支+消費収支+貸借対照表	千円	大科目(ただし基本金内訳あり)	あり	
46	1991年以降	500人以下	文系単科	北陸・甲信越	H12	1/2頁	消費収支+貸借対照表	千円	消費収支は主な科目のみ／貸借対照表は大科目	なし	
47	1991年以降	500人以下	看護単科	北海道・東北	H12	1/3頁	資金収支+消費収支	千円	大科目	なし	大学単位／前年度との比較あり
48	1991年以降	500-1000人	文系単科	北関東	H12	1頁	資金収支+消費収支+貸借対照表	千円	収支計算書は大科目／貸借対照表は中科目	なし	
49	1991年以降	500-1000人	文系単科	南関東	H12	1頁	消費収支	円	大科目	あり	予算との比較／大学部門

(※1) 大学基準協会「大学一覧」(平成12年度版)より

(※2) 北海道・東北、北陸・甲信越、北関東、南関東(東京都以外)、東京都、東海、関西、中関、四国、九州に分類した。

(※3) A4またはB5相当のページ数

表1 入手した財務資料の概要

ケース	設置大学の属性				財務書類開示の状況						
	大学設置年	在籍学生数(※1)	学部構成	立地(※2)	会計年度	分量(※3)	計算書の内容	単位	科目的レベル	説明の有無	その他
1	1980年以前	500人以下	宗教系	東京都	H12	1頁	資金収支+消費収支+貸借対照表	円	大科目	なし	法人単位
2	1960年以前	500-1000人	文系単科	関西	H12	2頁	資金収支+消費収支+貸借対照表	円	収支計算書は大科目、貸借対照表は中科目	なし	
3	1960年以前	1000-2000人	医科系	北海道・東北	H12	3頁	消費収支+貸借対照表	千円	消費収支は概要/貸借対照表は大科目	あり(2/3は説明)	
4	1960年以前	1000-2000人	薬科単科	関西	H12	4頁	資金収支+消費収支+貸借対照表	千円	収支計算書は大科目、貸借対照表は中科目	あり	
5	1960年以前	1000-2000人	文系単科	東京都	H12	3頁	消費収支+貸借対照表	千円	消費収支は大科目(一部は中科目)/貸借対照表は大科目	あり	消費収支は予算との比較、貸借対照表は前年度との比較
6	1960年以前	2000-3000人	文系	関西	H12	2頁	消費収支+貸借対照表	円	消費収支は大科目/貸借対照表は中科目	あり	法人単位
7	1960年以前	3000-5000人	文系単科	関西	H8-12	1年あたり4頁	消費収支+資金収支	千円	大科目	あり	収支予算あり
8	1960年以前	3000-5000人	文系	東京都	H12	2頁	消費収支+資金収支	千円	大科目	なし	
9	1960年以前	3000-5000人	芸術	東京都	H12	1頁	消費収支+貸借対照表	百万円	概要	あり	計算書類が事務部で閲覧可能と明記
10	1960年以前	5000-8000人	文系	東京都	H8-12	1年あたり22頁	資金収支+資金収支内訳表+人件費内訳表+消費収支+消費収支内訳表+貸借対照表+固定資産明細表+借入金明細表+基本会計明細表	円	全科目	なし	学部単位までの内訳表あり
11	1960年以前	6000-8000人	文系	九州	H8-12	1年あたり4頁	資金収支+消費収支+貸借対照表	千円	収支計算書は大科目、貸借対照表は中科目	あり	次年度の予算概要と方針あり/法人単位
12	1960年以前	5000-8000人	文理複合(医あり)	九州	H12	2頁	資金収支+消費収支+貸借対照表	百万円	収支計算書は大科目、貸借対照表は中科目	あり	次年度の予算概要と方針あり/法人単位
13	1960年以前	8000-10000人	宗教系	東京都	H12	4頁(うち予算第3頁)	資金収支+消費収支+貸借対照表	円	収支計算書は大科目/貸借対照表は中科目	あり	H13年度予算と補正予算
14	1960年以前	8000-10000人	工学単科	南関東	H12	2頁	資金収支+消費収支+貸借対照表	千円	収支計算書は大科目/貸借対照表は中科目	あり	H13収支予算書
15	1960年以前	6000-10000人	工学	関西	H12	4頁	資金収支+消費収支+貸借対照表	千円	大科目	あり	HPIにも掲載
16	1960年以前	10000人以上	文系総合	東海	H11,12	2頁	資金収支+消費収支+貸借対照表	千円	収支計算書は大科目/貸借対照表は中科目	あり(財務比率も含む)	HPIに広報誌が掲載(たどり着くのに一苦労) / 貸借対照表は全年度との比較あり
17	1960年以前	10000人以上	文理複合	東京都	H8-12	1年あたり12頁	資金収支+消費収支+貸借対照表	円	全科目	なし(頭で説明受ける) H13年度からあり	貸借対照表の注記あり/法人単位
18	1960年以前	10000人以上	文理複合	南関東	H12	4頁	資金収支+消費収支+貸借対照表	円	収支計算書は大科目/貸借対照表は中科目	あり(科目的説明やグラフによる表示あり)	H13予算と事業計画
19	1960年以前	10000人以上	文理複合	関西	H3-12	1年あたり30頁(半分は予算)	資金収支+消費収支+貸借対照表	円	全科目	あり	予算/決算の特集は分けられている。収支計算書は予算との比較、貸借対照表は前年度との比較、注記あり/監査報告書あり
20	1960年以前	10000人以上	文理複合	首都圏	H12	8頁(予算書簡便表が半分)	資金収支+消費収支+貸借対照表	千円	大科目	あり(グラフなどもあり)	H13予算書/法人単位
21	1960年以前	10000人以上	理工系	東京都	H8-12	1頁(特集号の年は4頁)	資金収支+消費収支+貸借対照表	円	通常は大科目/特集号は全科目	あり	法人単位
22	1960年以前	10000人以上	文系	東海	H12	2頁	資金収支+消費収支+貸借対照表	千円	大科目	あり	大学単位/法人単位の両方を記載、HPIにも掲載
23	1960年以前	20000人以上	文理複合	関西	H8-12	1年あたり30頁(半分は予算)	資金収支+消費収支+貸借対照表	円	全科目	あり	収支計算書は予算との比較、貸借対照表は前年度との比較、注記あり/監査報告書あり
24	1961-74年	500人以下	医科系	東海	H12	2頁	消費収支+貸借対照表	百万円	消費は大科目/貸借対照表は中科目	あり	
25	1961-74年	500-1000人	文系単科	関西	H12	2頁	資金収支+消費収支+貸借対照表	千円	大科目	あり	

計画案を掲載している法人はほとんどみられなかつた（ケース 32、43 では過去 5 年間の比較を行つてゐる）。

また、財務諸表とあわせて、財務比率や学生 1 人当たりのデータまで掲載している大学は想像以上に少ない。日本私立学校振興・共済事業団や日本私立大学連盟が、規模や専門領域別の財務比率の平均値をそれぞれ『今日の私学財政（大学・短期大学編）』『加盟大学財務状況の概要』において毎年、公表しており、そうした値との比較検討を行うことも考えられるが、こうした媒体上でそれを行うケースはほとんど見られない。

いずれにせよ、表のみを提示し説明が全くないという開示も多く、「誰を」対象として「何を」「何のために」開示しているのかという基本的な目的が明確でない形だけの財務開示に留まっている大学法人がかなり多い、というのが現状のようである。

なお、会計年度については平成 12 年度のもののみが大半である。これに関しては「可能であれば 5-10 年分の資料が欲しい」と請求したのだが、1 年分の資料のみを送付されるケースが結果として多かった。これは財務情報の公開を開始したのが最近だからという理由がもっとも多く、中には古い資料は保管していないという理由もあった。

財務開示の意味

こうした財務情報の開示の実態がどのような意味をもつのかについて、私立大学の経営という観点から考えてみたい。私立大学の経営では、企業経営と異なり、利益追求を目的としているわけではない。それゆえに、財務諸表からどのような情報を読み取るのか、という観点にかんして、かなり独自で複雑な側面を有している。たとえば、貸借対照表（B/S）だけをみて、経営状況が判断できるといった性質のものではない。

私立大学の経営においては、一方で、財務状況を改善することはきわめて重要であるが、他方で、中長期的な観点にたてば、一時的に借金をしても、施設設備の拡充など教育条件の向上に努める戦略を取る場合がしばしばありうる。後者の場合、一時的には財務状況は悪化したように見えるかもしれない。このふたつの志向性は、一見、逆の力学を示しているようであるが、どちらも長期的な安定性を得るために戦略である。筆者ら（2001）は以前、こうした私立大学の経営行動を「財務志向」と「教学志向」と名づけた。そして、この二つの志向性はいづれがより望ましいのかは自明でなく、大学の置かれた状況や戦略によってどちらもありえる、ということを、財務データの分析を行う中で指摘した。つまり、各大学の戦略や計画によって、ひとつの財務指標を取り上げても、その意味する内容が大きく異なる、という特徴を持っている。また、当然のことながら、大学の規模や学部構成、あるいは設置学校数やそのタイプなどの組織特性によって、財務指標の数値が示す意味も異なりうるものである。本稿の目的ではないので、こうした点の詳細に関しては、矢野編（2001）等を参照いただきたい。とくに、経営行動の個別多様な実態については、ケーススタディを見ることによって、より理解が深まる。これについてはたとえば、藤田（1994-1997）や丸山（2002）を参照されるとよいだろう。

つまりここで強調したいのは、財務情報のもつ不確実性という性質である。財務諸表を見る側にとって、財務データや指標が、その大学にとって何を意味するのかといった説明がなされないことには、そこで示された数値が何を示しているのかを理解できないのである。なぜなら、財務

情報の解釈が何通りも可能であるからである。理解できないどころか、誤解を生じさせる可能性さえも十分に考えられるのである。とくに、現在のところは、決算書類という過去の実績を示す、という形での公開が問題となっているが、今後の私立大学を取り巻く厳しい状況を考慮すれば、一般の人々や将来の顧客（学生）が求めるのは、将来の予測情報や計画も含めた情報ではないだろうか。そうなれば、これまでの経営行動や現在の実績を数値で開示するだけでなく、それを理解可能な形で説明する努力も一層求められていくのではないだろうか。

こうした点から考えると、財務諸表の簡略版を示すだけでは、開示として不十分であるし、誤解を招く危険性さえもはらんでいると思われる。

結論

文部科学省の実態調査で見る限り、財務情報の公開は急速に進みつつある印象をうけるが、筆者が行った電話調査からは、その公開が実はかなり幅があることが明らかとなった。財務諸表の一部の概要のみを提示している例も多く見られた。

他方、はじめに述べたとおり、私立大学の財務公開に対する要求が高まっている。同時に、18歳人口の減少などを背景として、「冬の時代」は厳しさを増す一方である。こうした状況の中で、大学側ではコンフリクトが生じつつある。とくに、経営が悪化した大学では、財務の公開が学生募集に負の影響を与え、それによって財政がますます悪化するという負のサイクルが働くことを恐れて、経営上の判断から公開し得ない状況が生じつつあると考えられる。しかしながら、こうした理由から経営情報を公開しない、ではすまされない時代になっているのではないだろうか。

どういう形で、何を、どの程度、誰に対して、財務情報を開示していくのか、について、これまで共通の認識がなかったが、近年、社団法人日本私立大学連盟学校会計委員会（2002）をはじめとして、きわめて重要な課題として、議論が行われているところである。たしかであるのは、現在多くの大学で行われている一部の財務情報を数値のみで示すやり方は危険性をはらんでいることである。そうした方法を用いて開示を行うによって、誤解を生じ、何らかの悪い評判がおこり、その結果が経営に影響を及ぼすといった負のスパイラル効果を生んでしまってからでは遅すぎるし、それを警戒して財務情報を隠すのも時代に逆行する行動であろうし、それが認められない時代を迎えている。

なぜなら、公開を義務付ける方向へと議論が急速に進みつつあるからである。さいごに、最新動向について触れておきたい。文部科学省大学設置・学校法人審議会学校法人分科会では、2002年10月7日に学校法人制度改善検討小委員会を設置し、14回にわたる議論をかさね、2003年10月10日に「学校法人制度の改善方策について」まとめた。この中で、財務情報の公開についてもさかんに議論され、財務書類の公開を法的に義務つける必要があること、補助金の交付の有無にかかわらず、全学校法人を公開の対象とすることが適切であるという方策を提示した。また公開を義務付ける財務書類として、財務目録、貸借対照表及び資金収支計算書、資金収支内訳表、消費収支計算書、消費収支内訳表が適当であること、財務書類を正しく理解できるように、財務書類の背景となる事業の概要等を説明することを目的とする事業報告書の作成及び公開を義務付け、財務書類をあわせて閲覧に供することを義務付けることが適当であると書かれている。

財務情報の開示の進展にともない、学費負担者等一般の人にもわかりやすい財務書類が求めら

れるようになっており、こうした声をうけ、学校法人会計基準自体の問題点と改善策について、「学校法人会計基準の在り方に関する検討会」が2003年8月6日にたちあげられ、会計制度自体の見直しの議論も同時に進んでいる。

こうした議論が行われることは不可欠であるし、動向を注意深く見守っていきたいが、司法的強制力をもった開示だけでなく、私立大学の側から自主的に、財務情報を開示し、説明し、理解を得る努力が、社会との相互作用を通じておこなわれることがいっそう重要なのではないだろうか。たとえば、HPを用いて財務情報を公開している大学を見ると、年々、その説明が詳細でわかりやすく工夫されるようになる例はよくみられる（たとえば、日本大学、南山大学など）。私学団体などで、何らかの指針を示すマニュアル作りが模索される一方で、こうした各大学の改善のための努力・試行錯誤の積み重ねこそが、過渡期に求められている。

注

- 1) ちなみに、私立学校法第47条の規定に違反した場合については、私立学校法第66条3号に規定されている。「第47条の規定による書類の備付を怠り、その書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき、理事は一円以下の過料に処する」
- 2) この場合の財務書類は、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、資金収支計算書に附属する資金収支内訳表及び人件費支出内訳表、消費収支計算書に附属する消費収支内訳表、貸借対照表に附属する固定資産明表、借入金明細表及び基本金明細表をさす。
- 3) 早坂（2001）は非営利法人の理事長や会計担当者は、施設運営を行っているという意識が強く、情報開示や説明責任も所轄官庁（都道府県）に対するものと思われていた、と指摘しているが、その背景には、こうした制度的要因の影響があると解される。
- 4) 総務省大臣官房管理室公益法人行政推進室「公益法人会計基準の見直しに関する論点の整理（中間報告）の公表」(http://www.soumu.go.jp/s-news/2001/011219_1.html)等を参照のこと。
- 5) 税法においても、学校法人に対して財務公開が厳しく要求されることはなかった、という指摘はいくつかなされている。なお、学校法人の税制上の特徴、特にどのような点において優遇措置がとられているのかは、小野（1999、p.289-299、特に表19-2）に整理されているので参考されたい。
- 6) ただし、独立行政法人において、独立行政法人通則法第38条において、財務書類を各事務所に備えて置き、一般の閲覧に供しなければならないと定められていること、2004年4月に国立大学が法人化し、企業会計原則の考え方を大幅に取り入れた国立大学法人会計基準では独立行政法人と同様に、財務諸表を公開することが求められていることを考慮にいれれば、この変化は私立大学における財務書類のディスクロージャーに大きく影響を与えることが容易に想像されるだろう。
- 7) ここでディスクロージャーの定義を確認しておきたい。宇南山・三浦（2002）によれば、ディスクロージャーとは、一般に、ある主体がその利害関係者に対して、何らかの情報を提供することをいい、その要素には、①誰が情報を開示するか（ディスクロージャーの主体）、②なぜ情報を開示するのか（ディスクロージャーの目的）、③誰に対して情報を開示するのか（デ

- イスクロージャーの相手方)、④どのような情報を開示するか(ディスクロージャーの内容)、
⑤どのように情報を開示するか(ディスクロージャーの方法)が含まれるという。
- 8) 学校法人運営調査委員制度は、私学の不祥事を未然に防止するとの観点から1984年に設置された(文部省1992)。広い識見を有する者からなる委員会で(委員の定員20人以内)、毎年度文部大臣所轄学校法人の一定数を調査し必要な指導や助言を行う制度である。
- 9) この調査結果に関しては、2001年2月に報告書が出されている。この報告書については、後述する。
- 10) ただし情報公開法で開示対象となるのは、資金収支計算書、資金収支内訳表、消費収支計算書、消費収支内訳表の大科目に係る金額(ただし補助金収入については小科目まで。内訳表については学校部門のみ)及び貸借対照表の大科目ならびに中科目に係る金額についてのみに限定されている。
- 11) 学校法人の公共性の確保に関しては、私立学校法第1条によって法的に規定されている。私立学校の自主性と公共性をめぐる議論に関しては、文部省私学法令研究会(1970)、伊藤・持田(1976)等を参照した。
- 12) 例えば、第7次全国私立大学白書(2001)の中でも、予算・決算について、教員と職員に公開しているか否かを尋ねる質問項目がある。
- 13) ここでは「公開」という言葉を用いたが、これは文部科学省の調査が「公開」という言葉を用いていることからである。日本私立大学連盟(2002)が整理・区分を行った「公開」とは若干違う意味で使われている。なお、この調査の場合の「公開」は、「教職員、学生、保護者又は一般の者に対し、広報誌等に掲載、学内掲示板等へ掲示又は閲覧窓口において申出者に対し、閲覧(写しの交付を含む)などの方法によって財務に関する情報を提供すること」と定義されている。
- 14) 財務を公開している大学名の一覧が文部科学省のHPに掲載されていることは、各私立大学では意外と知られていないようであった。ちなみに、報道発表一覧の3月のところに、掲載されている。アドレスは以下の通りである。
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/index.htm
- なお、後述のように、筆者は各大学へ電話調査を行うが、なぜ自大学で財務情報を公開していることを知っているのか、と逆に質問されるケースが何件かあった。
- 15) 参考までに竹村が取り上げた首都圏私立大学30校をリストアップしておく。青山学院、亜細亞、桜美林、学習院、神奈川、関東学院、慶應義塾、國學院、国士館、駒澤、産能、上智、成蹊、成城、専修、創価、大東文化、拓殖、玉川、中央、帝京、東海、東洋、日本、法政、明治、明治学院、立教、立正、早稲田。
- 16) 当初は公開しているすべての法人に調査する予定であったが、「業務が忙しいから別の時期に再度問い合わせて欲しい」との回答が急激に増加してきたため、4月中旬で一度調査を打ち切った。
- 17) 電話では回答できないため、A4程度にまとめた質問用紙を送るように指示された場合は、質問票の形で回答を得た。質問票は、付属資料として文末に掲載したので、あわせて参照されたい。

- 18) 電話調査の開始当初は、経理関係の部署に直接とりついでもらわず、広報や総務関係から電話をまわしていただく場合もあったが、経理関係の部署以外では、財務情報を公開しているか否かも把握されていないケースも数多く見られた。したがって、途中からは、はじめから経理関係の部署に電話を取り次いでもらうようにお願いした。なお、規模が小さい法人の場合は、事務局長が回答者となるケースもたびたび見られた。
- 19) 資料を送付いただいた49法人のうち3法人はHPでも開示を行っている。
- 20) 47法人からは回答が得られなかった。非回答の理由は多い順に以下の通りである。(1)電話では答えられないとの回答を受け、文書で再度依頼したもの、未だ回答が得られない法人、(2)現在は業務が忙しいので、別の時期に再び問い合わせて欲しい(4月上旬ごろに調査した法人で多かったパターン)、(3)経営上の問題なので、部外者には教えられない・答える必要がない、(4)理事会と相談し、了承を得なければ回答できない、(5)文部科学省に問い合わせて欲しい、などである。文部科学省の調査時点(1999年10月)には公開していたが、その後、非公開の方針に転換した大学法人も3法人含まれていた。
- 21) 教職員向けの刊行物と学生の刊行物をわけており、公開内容が両者によって異なるケースが数多く見られた。
- 22) 社会一般には原則非公開という法人の中にも特定の学外者には開示を行っている法人も見られた。特定の学外者とは、近郊の高校や大学、寄付者、同じ大学類型(理工系単科)の大学間の情報交換としての開示、宗教系は関連団体や一般の信者などのことである。
- 23) ただし、HPにおいて財務資料を開示している法人については、サイトの位置がわかりにくい法人もみられた。その理由のひとつは広報誌をそのまま転載しているためである。
- 24) 中には、財務資料の公開要求の申し込み書類(請求資料とその利用目的を記入する)を準備し、広報課の業務の一環として財務開示を行っている学校法人もあった。また、商学部を持つ大学では、学生が当該大学の財務データを用いて研究を行うケースもよくあるということで、実際、教官による研究(西土2001)もなされている。

参考文献

- 伊藤和衛・持田栄一 1976『学校の自主性と公共性』教育開発研究所
- 宇南山英夫・三浦敬 2002『会計ディスクロージャーの新機軸』東京経済情報出版
- 小野元之 1998『私立学校法講座(平成10年改訂版)』学校法人経理研究会
- 川上和夫 2002 「情報公開を目指した本学(筆者注:共立女子学園)の管理会計」『学校法人』No.294(2002.8)
- 工藤市兵衛 1993「学校法人の財務諸表等の公開制度の法的展開」『愛知工業大学研究報告』第28号A
- 竹村憲郎 1996「私立大学における決算書類開示の現状—首都圏私大30校を中心として—」『専修経営学論集』第62号
- 斎藤静樹 1999『企業会計とディスクロージャー』東京大学出版会
- 佐々木秀雄 1988『私立大学の運営管理と監査』角川書店
- 社団法人日本私立大学連盟財政部会「大学法人財政の点検・評価に関する調査報告書」2001年2月

社団法人日本私立大学連盟経営委員会「学校法人の経営困難回避策とクライシス・マネジメント」
(最終報告) 2002年3月19日

社団法人日本私立大学連盟学校会計委員会「学校法人財政情報開示の提言－新たな学校法人会計
基準の確立に向けて[I][II]－」(最終報告) 2002年3月19日

俵正市 1982『解説 私立学校法』法友社

東京地区私立大学教職員組合連合 1981 「首都圏私大の研究・教育条件と大学運営」

東洋経済新聞社 「週刊 東洋経済」(2000.9.16、2001.9.15、2002.10.19)

西土純一 2001「学校法人久留米大学の財務状況」『久留米大学商学研究』第7巻第1号

日本会計研究学会スタディ・グループ(代表:高橋吉之助) 1973『学校法人会計制度の基礎』国
元書房

日本公認会計士協会東京会編 2001 『非営利法人の決算と開示ハンドブック』税務研究会

野中郁江・山口不二夫・梅田守彦 2001『私立大学の財政分析ができる本』大月書店

早坂毅 「説明責任を果たすための会計のすすめ」『NPOゼミナール』(2002年10月現在のHP
アドレスは http://www.wam.go.jp/jigyodan/publish/pdf/14/01sum_08.pdf)

福田繁・安嶋弥 1961『改訂 私立学校法詳説』誠文堂新光社

藤田幸男 1994-1997「大学の財政 Report」『リクルートカレッジマネジメント』
64,66,67,68,70,73,74,75,78,81,84(国際基督教大学、立命館大学、日本大学、芝浦工業大学、
東京理科大学、目白大学、熊本学園大学、京都造形芸術大学、青山学院、山梨学院大学、慶
應義塾の11校をとりあげ分析している)

丸山文裕 2002『私立大学の経営と教育』東信堂(特に第3章「私学の経営:ケーススタディ」)
両角亜希子・金子元久 2001「私立大学の財務構造分析」矢野眞和編『高等教育政策と費用負担
—政府・私学・家計—』

文部省私学法令研究会 1970『私立学校法逐条解説』第一法規

文部省 1992『学制百二十年史』ぎょうせい

湯田雅夫 1982 「学校法人の会計責任とディスクロージャー」『獨協大学経済学研究』第31
号

読売新聞社「大学は財政開示せよ!」『Yomiuri Weekly』2002年5/19号, pp.17-18.

読売新聞社(中部版) 2002.7.2「実態隠し・水増し 情報開示を ■東海の私大 財務未公開が
半数」 <http://chubu.yomiuri.co.jp/let/kaikaku020702-2.html>
(2002年10月現在のHPアドレス)

矢野眞和(研究代表者) 2001『高等教育政策と費用負担—政府・私学・家計—』文部科学省科
学研究費補助金基盤研究(B)(1)研究成果報告書(10400006)

<付記>

1. 電話調査(2002年2-4月に実施)にあたり、突然の問い合わせに対する回答と財務書類の
提供に快くご協力いただいた各大学法人の関係者の方々に厚く御礼申し上げます。

■付属資料（文書で回答を求めた場合の質問票）

学校法人の財務公開状況に関する悉皆調査

法人名： _____

回答された方の職名・氏名（さしつかえなければご記入ください）

職名： _____ 氏名： _____

問1 公開している財務書類の内容を教えてください。

(1) 公開している財務諸表（決算書類）に○をお付けください。

資金収支計算書 消費収支計算書 貸借対照表

その他（具体的に： _____)

(2) その場合、どのレベルまで公開していますか。（○をつけてください）

概要 大科目 小科目 その他（例：解説つき _____)

問2 どのような方法で公開されていますか。（番号に○をつけてください）

1. 閲覧のみ

2. 会議等での報告（会議名： _____)

3. 学内に掲示

4. 広報誌・学内新聞等に掲載（具体的媒体名： _____)

5. HPなど

6. その他（あれば具体的に： _____)

問3 公開の対象はどのようになっていますか。（番号に○をつけてください）

1. 役員

2. 教職員

3. 学生

4. 学生の保護者

5. 卒業生

6. 近隣の大学など

7. その他一般の人々

8. その他（あれば具体的に： _____)

Disclosure of Financial Information in Private Universities

Akiko MOROZUMI

(Researcher, National Institute of Advanced Industrial Technology and Science)

It is often said that the decline in the 18 year-old population creates a severe financial situation for private universities. At the same time, under the promotion of the regulatory reform, private universities are required to further their efforts in accounting for what they have done and will do - especially in terms of disclosure of financial information. From the government's standpoint, this is an important political issue, because it is indispensable to construct an *ex-post-facto* monitoring system. On the other hand, some private universities worry that these new rules may have a detrimental effect on the independent management of the institution.

Today, private universities have no legal obligation to release financial statements to academic staff, students, parents and the general public. So universities are given this matter to deal with as they see fit.

From this point of view, this paper will attempt to reveal the actual conditions and problems surrounding the disclosure of financial information, based on an investigation by telephone. I telephoned 258 private universities and asked them about their policies (methods, subjects, and so on) of disclosure in detail.

The actual conditions of disclosure vary over a wide range. There are only a few private universities that release sufficient financial information to the public.